

業務運営細則

第 1 条 各部の業務分掌は次の通りとする。

総務部

1. 総会、役員会その他諸会議に関する事
2. 規約、組織、人事に関する事
3. 渉外に関する事（陳情、請願等に関する手続きを含む）
4. 会員名簿及び町内見取図の整備に関する事
5. 掲示板及びホームページの管理に関する事
6. 会報の発行、回覧文書等の周知徹底を図る事
7. 町会日誌、記録等の整備及び保管に関する事
8. 表彰に関する事
9. 他部に属さない事項に関する事

会計部

1. 収入及び支出、決済の金銭等の出納に関する事
2. 預金通帳、預金等の保管に関する事
3. 出納関係、憑証書類及び関係帳簿の整理保管に関する事
4. 決算及び予算に関する事
5. 財産台帳の整備保管に関する事

会館管理部

1. 会館の管理運営に関する事
2. 町会旗、什器備品類の管理に関する事

体育文化部

1. レクリエーションの計画及び実施に関する事
2. 南町文化講座に関する事

防犯部

1. 防犯灯の設置及び保安に関する事
2. 交通安全に関する事
3. 歳末警戒及び恒例行事の警備に関する事
4. 月 1 回（原則として 1 日）の夜間パトロールに関する事
5. 防犯協会、防犯に関する事

民生部

1. 募金に関する事
（松戸市社会福祉協議会、日赤共同募金等、年末たすけあい募金等）
2. 葬祭に関する事
3. 敬老お祝い金に関する事

環境衛生部

1. 環境衛生に関する事
2. 町内の美化に関する事
3. ゴミ処理に関する事
4. 排水路の清掃管理に関する事
5. 軒下リサイクルに関する事

第 2 条 防災本部の運営及び組長・班長の業務については別に定める。

第 3 条 組長及び班長の職種並びに業務分掌は別に定める。
（「組長・班長の主な役割・仕事」に拠る。）

細 則 本細則は、平成 20 年 4 月 13 日一部改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する
本細則は、平成 21 年 4 月 12 日一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する
本細則は、平成 29 年 4 月 16 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
本細則は、令和 2 年 4 月 12 日一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する